

# 令和6年度 伊勢原市清掃美化審議会 会議録

〔事務局〕 経済環境部清掃リサイクル課

〔開催日時〕 令和6年7月22日（月）午後2時～午後3時40分

〔開催場所〕 市役所3階 全員協議会室

〔出席した委員〕 11名

勝 田 悟  
清 水 孝 一  
武 蔵 郁 夫  
秋 山 哲 也  
井 上 節 子  
市 川 幸 夫  
笠 原 浩  
二 宮 真 一  
今 井 重 道  
小 澤 久 夫  
櫻 井 志 保

〔事務局〕

大 町 徹 （経済環境部長）  
曲 本 浩 一 （清掃リサイクル課長）  
横 山 亜紀子 （清掃リサイクル課資源循環係長）  
上 野 淳 平 （清掃リサイクル課収集業務係長）  
石 田 康 弘 （清掃リサイクル課資源循環係 専門員）

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

〔経 過〕 次のとおり

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事

【会 長】 議事（1）環境衛生事業の概要について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料に沿って、ごみ排出量の現状や推移、資源の収集実績などについて説明した。

【会 長】（1）環境衛生事業の概要について、委員の皆様から意見を求める。

【委 員】 草木類を集積所から収集した後に、環境美化センターの隣で分別し、資源化事業者に持って行くという話があったが、回収した全ての草木類を分別しているのか。

【事務局】 集積所でパッカー車に積み込み、環境美化センターの隣に降ろした後、破袋している。袋や中のごみを除去したり資源化に向かない草木類を分別して、資源化事業者を持って行く取組を行っている。

【委員】 草木類は、袋に入れるより束で出した方が異物は減るのか、どのようなものが異物として混入しているのか。

【事務局】 枝は、紐で縛れるものは束で出していただき、刈草や落ち葉などは袋に入れて出していただきたい。異物は、作業に使った軍手、園芸用や苗などのポット、作業中の飲食に使用した容器と思われる物が混入している。9月に実施する市民総ぐるみ大清掃の回覧チラシの裏面に異物例を載せ、気を付けていただきたい旨の案内を行う。また、資源化に向かない草木類についても周知が必要だと考えている。家庭菜園で出た野菜の実が混入することがあるので、資源化に向かないことを周知していきたい。

【事務局】 秦野市では、先に草木類のステーション収集を始めているが、周知に1年かかったと聞いている。資源化に向かない草木類や異物に関しても、1年程度は周知が必要と考えており、あらゆる機会を通じて周知していきたい。

【会長】 草木類は、サーマルリサイクルされているのか。

【事務局】 堆肥化や燃料チップに資源化されている。

【会長】 環境衛生事業の概要の資料のまとめ方として、資源化率のところでは、国際的コンセンサスとしてマテリアルリサイクル処理の優先順位が高いため、マテリアルリサイクルが中心かと思うが、燃料となるとサーマルリサイクルになるため、マテリアル、サーマルと分けて表示した方が良いのではないか。

【事務局】 資源化事業者へ搬入した先で、どの程度が燃料チップになっているのか、事業者と分析ができるか調整する必要がある。今後の課題としたい。

【会長】 サーマルリサイクルが悪いというわけではない、発電もされており、その分石油を使わないという恩恵もある。ただ、サーマルリサイクルについての説明も記載しておいた方が良く考える。環境を学んでいる学生などがこの資料を見ると、サーマルリサイクルとマテリアルリサイクルが同じ括りになっていることに疑問を持つので、記載方法を検討してほしい。

【委員】 サーマルリサイクルとは何か。

【会長】 廃棄物を燃やして発生した熱エネルギーを利用することをいう。例えば、はだのクリーンセンターで発生する熱を利用して隣接する温浴施設を運営している。生

ゴミ等バイオマスを用いた燃焼熱を用いた発電については FIT 制度（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づき再生可能エネルギーによる発電として売電も行っている。ただ燃やすのではなく電気や熱にして利用することでそのエネルギー量に相当する石油等化石燃料を使わなくてよくなる。

また、草木類を集めると砂が入ってしまうが、炉に砂が入るとアルカリガラスができて燃焼炉の機能が低下してしまう。事業者は、砂を嫌がると思うがそれに対する対処はしているのか。

【事務局】 砂、泥や土はよく落としてから出してくださいという案内もしている。

【委員】 事業者にどのくらいサーマルリサイクルに回っているのか聞いておいた方が良いのではないか。

【事務局】 今後、検討していきたい。

【会長】 議事（2）伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例について事務局の説明を求める。

【事務局】 改正点は大きく3点。1点目は「持ち去り行為の禁止規定の新設」で、集積所に出された金属製の不燃物や資源などを許可なく持ち出す行為を禁止する。違反した場合は20万円以下の罰金に処す規定を設けた。2点目は、「愛玩動物死体処理手数料の改定」で、家庭で飼っているペットが亡くなった際の火葬手数料の改定。これまで1体あたり5,400円だったが、火葬にかかる燃料費や人件費の高騰により委託料が上がるため、それに合わせて1体あたり6,380円に改定する。最後に「し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除」で、これは市が事業者のごみを有料で収集運搬をする場合の手数料の規定。かつては実施していた業務だが、現在は行っていないため、規定を削除することとした。

それぞれの規定の施行日だが、一定の周知期間を設けるため、施行時期が異なる。持ち去り行為の禁止規定は令和7年1月1日、愛玩動物死体処理手数料の改定は令和6年10月1日、最後の処理手数料の削除については令和7年4月1日施行。

持ち去り行為の禁止・罰則規定の新設について、今回の条例改正で「集積所から許可なくごみや資源を持ち出す行為」を禁止し、罰則を設けることで持ち去り行為の抑制を図る。ごみを持ち去る行為を禁止し、市は禁止命令を出し、命令に従わない場合は警察へ告発し罰金が科される場合がある。衛生委員や市民の皆さんにお願いしたいことは、持ち去り行為をする人に直接接すると危害を加えられる恐れもあり、危険なため、持ち去り行為を見つけた際には市に連絡をいただきたい。警察とも協力しながら対応していく。持ち去りのあった場所、日時、持ち去られたもの、持ち去った人の特徴や車のナンバーなどの情報をもとにパトロールを行い、条例に基づいた指導を行っていく。また、ごみ集積所の掃除当番や管理人の方が違反

ごみの撤去など、管理行為として行うものは違反には当たらない。警察から「持ち去り行為者を見つけてもトラブル防止のため、接触することは避けて、身の安全を最優先にしてください」との助言をいただいている。持ち去りについては、広報いせはらに周知する記事を掲載する予定。必要に応じて集積所に貼る周知チラシを用意する。

【委員】事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処理の手数料削除について、事業系のごみというのはどういうものか。

【事務局】事業者から出るごみのうち、産業廃棄物ではないものが事業系一般廃棄物という。産業廃棄物は廃プラスチックや金属くずなど20種類で、それ以外が事業系一般廃棄物となる。

【委員】環境衛生事業の概要で事業系として収集量が記載されているのは、市が収集している量なのか。

【事務局】事業系の収集量は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業者から収集している量である。市は、やむを得ない場合以外は収集していないため、条例に手数料を載せる必要がないため削除する。

【委員】市民への説明をわかりやすくしてほしい。

【会長】廃棄物処理は清掃法から始まり、公衆衛生上の管理ということで、市が処理処分していたという経緯がある。事業系ごみは排出者である事業者処理する責任があるというのが法律上の解釈なので、本来、事業者が自力で対応するものだから、今は経過措置のような状態だと思う。

【委員】持ち去り行為の禁止規定の資料の中で、許可なく集積所からごみを持ち出す行為を禁止と記載されているが、許可とは何を指すのか。

【事務局】許可していると見なす行為は、市が委託しているごみ収集の事業や掃除当番などの管理行為を指している。市民への周知の際にはわかりやすいようにしたい。

【会長】許可という言葉は厳しい印象を与えるので、表現を変えた方が良いと思われる。

【委員】持ち去りのポスターは、どのようなものをどこに貼るのか。

【事務局】不燃物の集積所などへの掲示を衛生委員に依頼する。集積所は、かなりの数があるので全箇所は難しい。大きな集積所やかつて持ち去り行為があった場所などを中心に衛生委員にピックアップしていただき貼ってもらう事を想定している。デザインは検討中だが、持ち去り行為は禁止ですというのが分かるようにする。

【委員】新聞購読者が減っている中、広報やホームページのみでは周知が行き届かないため、市民にどのように周知していくのか、集積所での周知方法も考えるべきではないのか。

【事務局】集積所全箇所にポスターを貼るべきと考えるが、同時に貼ることは難しいため、周知方法を考えたい。

【委員】条例の施行日がそれぞれ違うがその理由は、事業系ごみの処理手数料はすぐにもできるのではないか。

【事務局】事業系ごみの処理手数料の1キロ42円の内訳は、20円が収集運搬料、22円が秦野市伊勢原市環境衛生組合に支払うごみ処理手数料となっている。また、この1キロ42円は、廃掃法の法律上、一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業者から受け取る金額の上限額になっている。令和7年4月から組合に支払うごみ処理手数料が改定になることも含め、一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業者に値上げの話をしなければならない。市民には直接関係はないが、ごみを排出する事業者には周知期間が必要となるため、組合の改定時期と条例の施行日を合わせた。

【事務局】愛玩動物死体処理手数料については、動物は年間100体程度で、対象者が少ないことや、他市の事例を参考にして3か月とした。

【委員】持ち去り禁止が施行されることで、資源収集量などが増えるのではないか。条例施行前後を比較し、条例の成果を確認していただきたい。

【事務局】今後、注視していきたい。

【会長】持ち去りの罰則は、市外の人も対象か。

【事務局】対象となる。

【会長】他市の人だと条例を知らなかったという可能性がある。その対応はどうするのか。

【事務局】まず、禁止命令書を出すため、その時点で持ち去り行為者は条例を把握すると考える。

【会長】議事(3)プラスチック使用製品廃棄物の資源化について事務局の説明を求める。

【事務局】伊勢原市では、令和8年4月からプラスチック使用製品廃棄物の資源化に取り組む予定。現在、ごみとして捨てているプラスチック製品をごみから資源へという取組になる。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、

国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行された。

プラスチックごみ分別収集の目的だが、一つ目として環境問題への取組として地球が直面している環境問題解決に向けて、限りある資源を守り、将来世代への負担を減らし、「持続可能な社会の形成」を目的として、「プラスチックごみ」を焼却処理せず、選別処理した後にリサイクルする。次に、安定的な処理の確保がある。伊勢原清掃工場が老朽化により令和6年3月に稼働を停止したため、「はだのクリーンセンター」1施設で処理を行わなければならない。最後にプラスチックごみの分別収集をしていることが循環型社会形成推進交付金の交付要件となっていることが挙げられる。

令和2年から3年に行われた可燃ごみの組成調査によるとプラスチック類が15%を占めている。さらに、その内訳は容器包装プラスチックが11%、プラスチックが3%、その他ペットボトルなど1%ほどとなっており、約2,600トンが可燃ごみとして排出されている。プラスチックの回収率を上げるために市民にわかりやすく簡単に分別できるように案内することで回収率を上げたいと考えている。回収方法は、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で回収する。製品プラスチック回収開始に伴い懸念されることは、火災である。市民からすれば、「プラスチックが一部でも使われていたら何でも入れて良い」と解釈される可能性があり、リチウムイオン電池や小型家電等が混入し、火災等の事故の発生が懸念される。伊勢原市としては100%プラスチックのみでできている製品を回収したいと考えている。次に、大きさだが、50cm以上は再商品化事業者が受け入れられない。伊勢原市としては、「わかりやすく」を大事にしたいので、粗大ごみの大きさに合わせ50cm未満としたほうが市民に浸透しやすいと考えている。

今後、令和7年7月ごろにモデル地区を選定し対象の自治会に協力いただいたうえで実証実験を1~2か月実施したいと考えている。実証実験で量の把握や問題となった点などを洗い出し、11月ごろから市民へ周知を開始し、令和8年4月1日から分別収集を開始したい。

**【委員】** 製品プラスチックも大事だが、可燃ごみに容器包装プラスチックがたくさん混ざっている。きれいに洗うのが面倒で可燃ごみに入れているようだ。容器包装プラスチックの出し方をもっと周知してほしい。

**【事務局】** 容器包装プラスチックは軽くすすいで汚れを取って出すと案内しているが、汚れを落とすためにたくさんの水で洗うこと、洗剤を使うことは、環境負荷がかかってしまう。どのぐらいの汚れならば良いのか、汚れの許容範囲を容器包装リサイクル協会に確認したところ再商品化されるまでの工程を考えてごみに出すことが必要であるとのことだった。収集から中間処理、再商品化まで約300~400人ほどの人が関わる。再商品化されるまでの過程で腐敗が進むとリサイクルに携わる人の健康被害につながる可能性がある。水をあまり使わずに、腐敗が進まない程度に洗うとなると、可燃ごみに含まれるすべての容器包装プラスチックを分別するのは難しい。だが、出前講座などを通じて、なぜ、汚れを落とすのかなど捨

て方を周知していきたい。

【委員】プラスチックはよく燃えると聞いているが、製品プラスチックの分別収集を開始すると焼却炉のカロリー不足に陥り、石油を使うことになり、コストがかかるのではないかと。また、プラスチックを焼却するのと、リサイクルするのとどちらが安いのか。

【事務局】近年の焼却炉は性能が向上し、燃焼のためのカロリーを補うためにプラスチックが必要ということはない。費用面については、リサイクルは様々な工程が必要となるため、焼却の方が安いと、コストのみならず地球が直面している環境問題への取組の観点も考えなければならない。

【委員】プランターなど土がついたものや歯ブラシなど、どのぐらいの汚れなら可燃ごみに出した方が良いのか。

【事務局】汚れていないものという表現は、人によってとらえ方が異なり難しい。どのように表現したら、市民に伝わるのか検討しているところである。Q&Aなども作成し、市民に周知するなど、方法を研究している。

【委員】人によって判断基準が違うので、限度見本なんかを広報誌やホームページで周知するなどはどうか。みんなが判断しやすい仕組みを作っていただきたい。

【事務局】今後、審議会委員や衛生委員の意見を踏まえ、容器包装プラスチックの件も含めて研究していきたい。

【委員】分別するには、労力が必要である。分別をしてもらうためには、どんなメリットがあるのか知ると、自分はこれに貢献しているんだと市民も積極的になるのではないかと。意識改革を進められるような取組をしていただきたい。

【事務局】やったことの効果が見えると、分別意識が進むため今後、考えていきたい。

【会長】リサイクルの技術面から回収したプラスチックをすべて再商品化するのは難しいと思うが、容器包装リサイクル協会では、どのくらい再商品化できているのか。再商品化を委託するだけでなく、最終的にどうなっているのかまで確認していただきたい。

【事務局】擬木などになっていることは把握している。

【会長】ペットボトルのように単一素材であればボトル to ボトルが可能であったりするが、いろいろなプラスチックが混ざった状態で再商品化するのは難しい。どのくらい再商品化できて、サーマルリサイクルになるのはどのくらいかまで確認した

方が良い。

また、昔のおもちゃの素材で発火性のあるプラスチック（セルロイド製）もあったことから、そのようなプラスチック素材も分別していく必要がある。プラスチックに関しては、プラスチック資源化はやりながら研究していくところもあろうかと思うが改善していただければと思う。

**【事務局】** 先進事例などもあるので、よく研究していきたい。

**【会 長】** 議事（４）その他について事務局の説明を求める。

**【事務局】** ごみの排出方法の一部見直しについて報告する。近年、収集車に積み込んだリチウムイオン電池が押しつぶされることで起きる発火事故が全国的に増加しており、適正に処分していただくよう市民の方にはご協力をお願いしている。令和6年9月より環境美化センターもリサイクル協力店に登録し、持ち込み可能とする。また、電動アシスト付き自転車の処理方法の見直しを行う。現在、電動アシスト付き自転車は、バッテリーは外して粗大ごみとして出し、外したバッテリーは、電器店、スーパー、自転車店などの販売店やリサイクル協力店へと案内しているが、市民の利便性向上のため、令和6年9月より、粗大ごみとして、電動アシスト付き自転車のバッテリーも排出可能とする。ただし、必ず、バッテリーを取り外してかごの中などに入れていただいた形でお出しいただくこととなる。今後、市ホームページや広報などで周知したい。

**【会 長】** 委員から何か意見はあるか。

特に意見が無いようなので、これを持って議事を終了させていただく。

4 閉会